【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月28日提出

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉原 規之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】積木 利浩【電話番号】03-6774-5100

【届出の対象とした募集(売出) 新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型) 内国投資信託受益証券に係るファ

ンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出) 3兆円を上限とします。

内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型) (以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

- (2)【内国投資信託受益証券の形態等】
 - (イ)追加型株式投資信託(契約型)の受益権です。
 - (口) 当初元本は1口当たり1円です。
 - (ハ)アセットマネジメントOne株式会社(以下「委託者」または「委託会社」といいます。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

3兆円を上限とします。

- (4)【発行(売出)価格】
 - (イ)発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(口)基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」 ¹または「償還前乗り換え」 ²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還 金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内に おいて、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受 益権を取得する場合をいいます。

(6)【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

(7)【申込期間】

2025年10月29日から2026年4月28日までです。

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

- (イ)申込証拠金 ありません。
- (ロ)日本以外の地域における発行 ありません。

(八)振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a.ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信/国内/株式に属し、主としてわが国の株式に実質的に投資し、安 定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産
	とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
1/1 - 1°	年1回	グローバル	
株式	年	7 L = 1/1/	
一般			
大型株	年2回	日本	ファミリーファンド
中小型株			
	年4回	北米	
債券			
一般	年6回(隔月)	区外	ファンド・オブ・ファンズ
公債			
社債	年12回(毎月)	アジア	
その他債券			
クレジット属性	日々	オセアニア	
()			
	 その他()	 中南米	
 不動産投信	,		
1 20/23/15		 アフリカ	
その他資産			
(投資信託証券		 中近東(中東)	
 -		<u> </u>	
(株式 一般))			
>= - × - A		エマージング	
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

その他資産(投資信託証	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
券(株式 一般))	
年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの
	をいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資
	産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファ
ファンド	ンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをい
	う。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(株式)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

b.ファンドの特色

新光日本インカム株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を主要投資対象とし、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ●当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
- ※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。
- ●わが国の取引所上場株式(上場予定を含みます。)、不動産投資信託受益証券および不動産投資法 人投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を実質的な主要投資対象とします。

マザーファンドの運用方針

- ●予想配当利回りが高いと判断される株式ならびに不動産投資信託証券(REIT)*に分散投資し、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
 - ※REITの組入比率は、純資産総額の5%を上限とします。
- ●組入銘柄は、予想配当利回り、配当性向および信用リスクなどの基準(以下「スクリーニング・ガイドライン」といいます。)を用いて候補銘柄を抽出したのち、業績動向、株価指標ならびに流動性などを総合的に勘案して選定します。
- ●運用にあたっては、組入銘柄の入れ替えを抑制した投資姿勢を基本とします。組入銘柄の入れ替えにあたっては、スクリーニング・ガイドラインをはじめとする銘柄選定要因を参照します。
- ※実質的な株式組入比率は高位を基本とします。
- ※大量の追加設定または換金が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときなどならびに残存元本が 運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

■分配方針

原則として、年4回(毎年1月、4月、7月、10月の各月28日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの 全額とします。
- ◆毎決算時の分配金額は、利子・配当等収益相当額を基礎として、安定的な収益分配を行うことを目指して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆毎年1月および7月の決算時の分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して、前記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- ※運用状況により分配金額は変動します。
- ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので分配金が支払われると、そ の金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有 無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が 支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

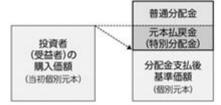
①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益·評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合 ケースA ケースB ケースC 10,600円 <前期決算日から基準価額が上昇した場合> <前期決算日から基準価額が下落した場合> 期中収益 分配金100円 10.550円 (1)+(2)調中収益 100円 10,500円 10,500円 10,500円 分配金100円 10.500円 (1)+(2)\50P4 10,400円 *50円 10.450円 *500円 ***500円** *500円 *500円 配当等収益 分配金100円 (3+4) (3)+(4) (3+4)(①)20円 (3+4)*450円 10.300円 基準価級 *80円 (3+4)*420円 ((3)+(4))当期決算日 当期決算日 当期決算日 当期決算日 前期決算日 当期決算日 前期決算日 前期決算日 当期決算日 分配前 分配後 分配前 分配後 分配前 分配後 *分配対象額 食の配付金の *分配対象額 *分配対象額 *分配対象類 *50円を *分配対象類 *80円を 500円 500円 500円 取前し 450円 500円 取崩し 420円

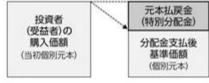
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円
- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。
- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合 普通分配金



条元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減 少します。また、元本払減 金(特別分配金)部分は、 非理枠扱いとなります。



普通分配金 :個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2)【ファンドの沿革】

2005年7月29日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2007年3月14日 新たな投資対象として「新光日本インカム株式マザーファン

ド」を加える旨の約款変更の届出

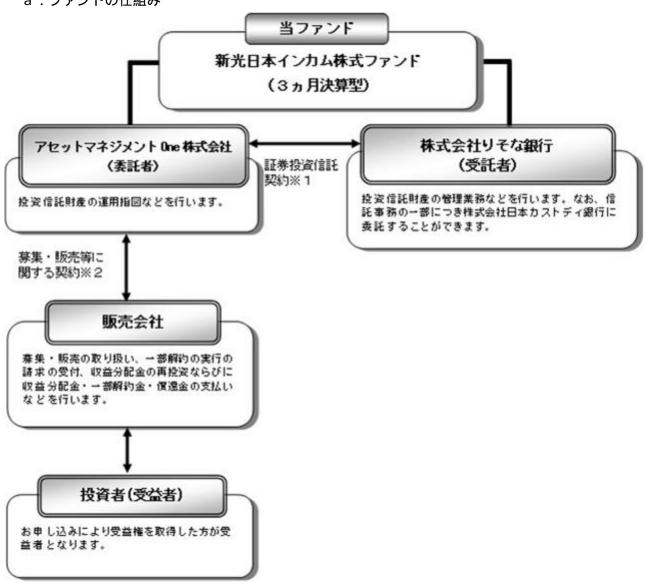
2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からア

セットマネジメントOne株式会社に承継

2019年10月30日信託期間を2025年7月28日までに変更2023年10月28日信託期間を2045年7月28日までに変更

(3)【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、 委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収 益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



ベビーファンド (当ファンド) でわが国の株式や不動産投資信託証券などを直接組み入れる場合があります。

b . 委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2025年7月31日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
-----------	------

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ

リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社

とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA

Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式

会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部

門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2025年7月31日現在)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株主名	住所	所有株数	所有比率	
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番 5号	28,000株 ¹	70.0% 2	
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	12,000株	30.0% 2	

- 1: A 種種類株式(15,510株)を含みます。
- 2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b . 運用の方法

(イ)主要投資対象

新光日本インカム株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を 主要投資対象とします。

(口)投資態度

主としてマザーファンドへの投資を通じて、予想配当利回りが高いと判断されるわが国の株式ならびに不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)に分散投資し、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

実質的な株式組入比率は高位を基本とします。ただし信託設定当初や償還に備えた株式売 却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、大量の追加設定・解約があったとき等は高 位とならないことがあります。

資金動向、市場動向等を勘案し、マザーファンドと同様の運用方針に基づき、直接株式等の有価証券に投資する場合があります。

株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用方針

新光日本インカム株式マザーファンド

1.基本方針

この投資信託は、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の取引所上場株式(上場予定を含みます。)、不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

予想配当利回りが高いと判断される株式ならびに不動産投資信託証券に分散投資し、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

組入銘柄は、予想配当利回り、配当性向、および信用リスク等の基準(以下「スクリーニング・ガイドライン」といいます。)を用いて候補銘柄を抽出したのち、業績動向、株価指標、ならびに流動性などを総合的に勘案して選定します。

運用に当たっては、組入銘柄の入れ替えを抑制した投資姿勢を基本とします。組入銘柄の入れ替えに当たっては、スクリーニング・ガイドラインをはじめとする銘柄選定要因を参照します。

株式組入比率は高位を基本とします。ただし信託設定当初や償還に備えた株式売却時、大量 の追加設定・解約があったとき等は高位とならないことがあります。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

不動産投資信託証券への投資は、上場または上場予定のものに限ります。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

不動産投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

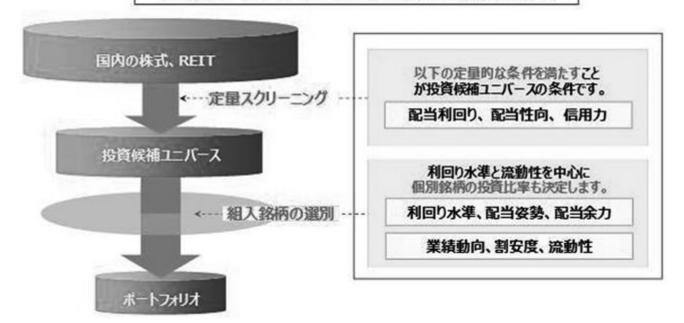
3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

運用プロセス

新光日本インカム株式マザーファンドは、以下のプロセスにより主としてわが国の株式に投資を行います。

高水準の配当収入が継続的に見込まれ、業績が堅調で信用力も高い、中長期のバイ・アンド・ホールドに適切と考える有望銘柄を選別します。



運用プロセスは2025年7月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

(2)【投資対象】

a.投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

- b. 運用の指図範囲等
- (イ)委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、株式会社り そな銀行を受託者として締結された新光日本インカム株式マザーファンド(以下「マザーファ ンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定 により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示の ものに限ります。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投 資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。)をもってマザーファンドの受益証 券へ投資することを指図することができます。ただし、私募により発行された有価証券(短期 社債等を除きます。)に投資することを指図しません。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2.国債証券
 - 3.地方債証券
 - 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9.特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものを いいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14.投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引 法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)
 - 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- (ロ)委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品 取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。
 - 1.預金
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4 . 手形割引市場において売買される手形
 - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (ハ)上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商 品により運用することの指図ができます。

c . 先物

- (イ)委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが 国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものを いいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもの をいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げ るものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引 と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引 に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範 囲内とします。
 - 2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財 産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付 債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月まで に受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記b.(ロ)第1号から 第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ロ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記b.(ロ)第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記b.(ロ)第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

d . スワップ

- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限 りではありません。
- (ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)上記(八)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (へ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e . 金利先渡取引

- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財

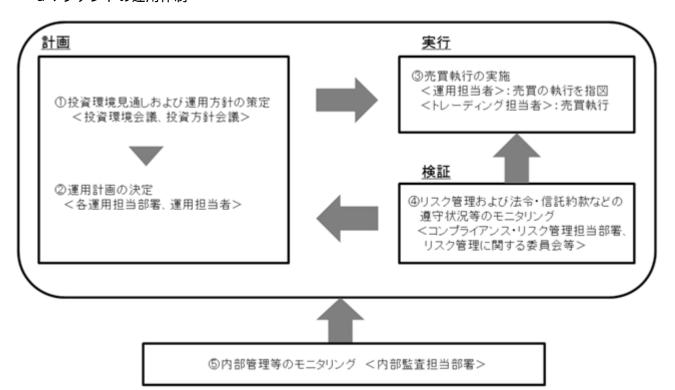
有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二)上記(八)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (へ)委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~80人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数5~15人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・ 効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b.ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

- a. 収益分配は年4回、原則として、1月、4月、7月、10月の各月28日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - 1.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 2. 毎決算時の分配金額は、利子・配当等収益相当額を基礎として、安定的な収益分配を行うことを目指して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - 3.毎年1月および7月の決算時の分配金額は、基準価額水準や市況動向等を勘案して、前記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
 - 4. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b.投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託 報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期 以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c . 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d.「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、 受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づ き、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a . 株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価 総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額 のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20 を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

c . 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に 属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信 託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d. 同一銘柄への投資割合
- (イ)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (八)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社 債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新 株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託 財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- e . 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f.デリバティブ取引

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- g.投資する株式等の範囲
- (イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の 取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引さ

れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当によ り取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありませ

- (ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見 書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図するこ とができるものとします。
- (八)委託者が投資することを指図する不動産投資信託証券は、わが国の取引所に上場または上場 予定のものに限ります。
- h . 信用取引の指図範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けるこ との指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまた は買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うこと ができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売出しにより取得する株券
 - 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会 社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と 当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社 法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含 め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使によ り取得可能な株券
 - 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま たは投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に 定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- i . 私募有価証券等への投資制限

委託者は、私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)に投資することを指図 しません。

- j.有価証券の貸し付けの指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公 社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有す る株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財 産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (口)上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える 額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行 うものとします。
- k . 公社債の空売りの指図範囲

- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内で行うものとします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 1.公社債の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額 が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超え る額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- m. 資金の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支 払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金 および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における 投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (八)借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- n. 受託者の自己または利害関係人等との取引
- (イ)受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- (ロ)上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様 とします。
- o . デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令に定める投資制限

a.同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1)ファンドのもつリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a . 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。 当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b.投資銘柄集中リスク

予想配当利回りなどに着目したポートフォリオ構築は、株式市場全体の動きと基準価額の値動きが異なる要因となる場合があります。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、予想配当利回りなどに着目して選定した銘柄でポートフォリオを構築するため、業種配分などがわが国の株式市場における構成比率と大きく異なる場合も想定され、わが国株式市場の全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる可能性があります。

c . 不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、投資信託財産の純資産総額の5%を上限に不動産投資信託証券にマザーファンドを通じてまたは直接投資することができます。不動産投資信託証券は、不動産投資信託に

対する様々な角度からの市場の評価や市況動向により価格が変動します。一般に、不動産市況、不動産に対する課税や規制などの影響により、また不動産投資信託を運営する会社の運営の巧拙、財務内容などにより、不動産投資信託証券の価格が変動する可能性があります。また、不動産投資信託に対する税制や会計制度などの変更により、不動産投資信託証券の価格が変動する可能性があります。

d.信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、当ファンドが、マザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および 短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ 決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不 履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落し ます。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e . 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下 落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. 他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド(ベビーファンド)において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

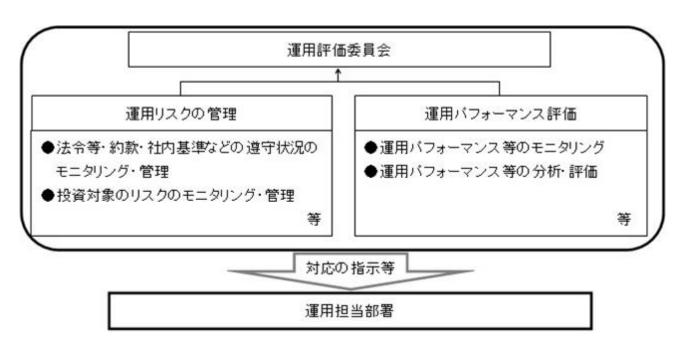
- g.投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点
- (イ)当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- (ロ)当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- (ハ)有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- (二)法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ホ)投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用 に切り替えることがあります。
- (へ)短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ト)証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2)リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

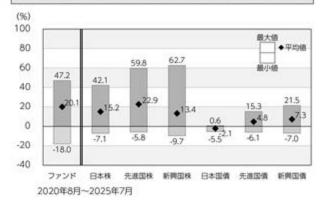
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの分配金両投資基準価額は、税引前の分配金を両投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- **ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- *上記期間の各月末における直近1年間の獲落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ペンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価級額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権 そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI回債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディパーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている新価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」 ¹または「償還前乗り換え」 ²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還 金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内に おいて、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受 益権を取得する場合をいいます。

(2)【換金(解約)手数料】

a . 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b . 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平 を期するため、投資信託を途中解約される受益者にご負担いただくものです。なお、これは運 用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1%(税抜1.0%)

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともにファンドから支払われます。

支払先	内訳(税抜)	主な役務		
委託会社	年率0.4%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価		
安武云仙	十举0.4%	額の算出等の対価		
販売会社	年率0.5%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送		
	十举0.5%	付、口座内でのファンドの管理等の対価		
受託会社	年率0.1%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実		
文武云仙	十举0.1%	行等の対価		

(4)【その他の手数料等】

- a.投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b.投資信託財産にかかる監査報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末 または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産 中から支払われます。
- c.証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d.「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに 応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。 手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示するこ とができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用あり)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照。)

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報)ファンドの総経費率 …………

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.10%	1.10%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年1月29日~2025年7月28日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるもの は消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権□数に平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		75,239,376,945	
	内 日本	75,239,376,945	99.47
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		399,517,365	0.53
純資産総額			100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

新光日本インカム株式マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)	
株式		73,629,490,000	97.86	
	内 日本	73,629,490,000	97.86	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,609,382,700	2.14	
純資産総額			100.00	

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	新光日本インカム株式マ ザーファンド	親投資 信託受	21,292,556,301	3.5140	3.5336	-	99.47
	日本	益証券		74,822,043,173	75,239,376,945	-	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.47
合計	99.47

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

新光日本インカム株式マザーファンド

2025年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)	
----	-----------------	----------	----	---------------------	---------------------	------------------	-----------------	--

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					1月1四記	业务届出書(7	1 国投資信	
1	東京海上ホールディングス	株式	880,000	6,051.00	6,124.00	-	7.16	
	日本	保険業		5,324,880,000	5,389,120,000	-		
2	伊藤忠商事 日本	株式卸売業	520,000	7,846.00 4,079,920,000	7,933.00 4,125,160,000	-	5.48	
	三菱UFJフィナンシャ	- 四元未		4,079,920,000	4,125,160,000	-		
3	一変のドップィップング	株式	1,920,000	2,105.50	2,110.50	-	5.39	
	日本	 銀行業	1,320,000	4,042,560,000	4,052,160,000	_	0.00	
	三井住友フィナンシャルグ							
4	ループ	株式 	970,000	3,876.00	3,855.00	-	4.97	
	日本	銀行業		3,759,720,000	3,739,350,000	-		
5	豊田通商	株式	990,000	3,465.00	3,471.00	-	4.57	
	日本	卸売業	330,000	3,430,350,000	3,436,290,000	-	1.01	
6	丸井グループ	株式	800,000	3,043.00	3,081.00	-	3.28	
	日本	小売業		2,434,400,000	2,464,800,000	-		
7	KDDI	株式	060,000	2,460.00	2,485.50	-	2 47	
7	日本	情報・通 信業	960,000	2,361,600,000	2,386,080,000	-	3.17	
	NTT	株式		151.40	152.70	-		
8	日本	情報・通 信業	15,000,000	2,271,000,000	2,290,500,000	-	3.04	
9	丸紅	株式	710,000	3,064.00	3,113.00	-	2.94	
9	日本	卸売業	710,000	2,175,440,000	2,210,230,000	-	2.94	
	ソフトバンク	株式		215.60	218.60	-		
10	日本	情報・通 信業		2,156,000,000	2,186,000,000	-	2.91	
	オリックス	株式		3,377.00	3,400.00	-		
11	日本	その他金融業	640,000	2,161,280,000	2,176,000,000	-	2.89	
12	サンドラッグ	株式	450,000	4,441.00	4,482.00	-	2.68	
12	日本	小売業	430,000	1,998,450,000	2,016,900,000	-	2.00	
	MS&ADインシュアラン							
13	スグループホールディング	株式 	620,000	3,166.00	3,244.00	-	2.67	
	日本	 保険業		1,962,920,000	2,011,280,000	-		
	任天堂	株式		12,845.00	12,690.00	-		
14	日本	その他製	155,000	1,990,975,000	1,966,950,000	_	2.61	
		品		1,990,970,000	1,300,300,000	_		
15	エクシオグループ	株式	980,000	1,960.50	1,992.00	-	2.59	
	日本	建設業		1,921,290,000	1,952,160,000	-		
40	SCSK	株式	200 000	4,261.00	4,714.00	-	0.00	
16	日本	情報・通 信業	380,000	1,619,180,000	1,791,320,000	-	2.38	
17	三井住友トラストグループ	株式	450,000	3,970.00	3,977.00	-	2.38	
	日本	銀行業	1.00,000	1,786,500,000	1,789,650,000	-		
	本田技研工業	株式		1,658.00	1,569.00	-		
18	日本	輸送用機器	1,100,000	1,823,800,000	1,725,900,000	-	2.29	
19	住友ベークライト	株式	390,000	4,414.00	4,424.00	-	2.29	
13	日本	化学	390,000	1,721,460,000	1,725,360,000	-	2.23	
20	三菱商事	株式	570,000	2,994.50	2,988.00	-	2.26	
	日本	卸売業		1,706,865,000	1,703,160,000	-		

有<u>価証券届出書(内国投資信</u>託受益証券)

							业务届出書(7	1国投資信	
21	積水ハウス		株式	510,000	3,273.00	3,187.00	-	2.16	
21		日本	建設業	510,000	1,669,230,000	1,625,370,000	-	2.10	
22	住友林業		株式	1,050,000	1,572.00	1,542.50	-	2.15	
22		日本	建設業	1,030,000	1,650,600,000	1,619,625,000	-	2.15	
23	横浜ゴム		株式	350,000	4,464.00	4,350.00	-	2.02	
23		日本	ゴム製品	330,000	1,562,400,000	1,522,500,000	-	2.02	
	SOMPOホールディン	ング	 株式		4,386.00	4,472.00	_		
24	ス		17/1/	340,000	4,380.00	4,472.00	-	2.02	
		日本	保険業		1,491,240,000	1,520,480,000	-		
25	東京エレクトロン		株式	55,000	27,330.00	27,330.00	-	2.00	
23		日本	電気機器	55,000	1,503,150,000	1,503,150,000	-	2.00	
	デンソー		株式		2,088.00	2,056.00	-		
26		日本	輸送用機	620,000	1,294,560,000	1,274,720,000	_	1.69	
		山平	器		1,234,300,000	1,214,120,000	-		
27	三井物産		株式	400,000	3,095.00	3,100.00	-	1.65	
		日本	卸売業	400,000	1,238,000,000	1,240,000,000	-	1.00	
28	信越化学工業		株式	270,000	4,480.00	4,395.00	-	1.58	
20		日本	化学	270,000	1,209,600,000	1,186,650,000	-	1.30	
29	住友電気工業		株式	310,000	3,508.46	3,758.00	-	1.55	
29		日本	非鉄金属	310,000	1,087,623,932	1,164,980,000	-	1.55	
30	マクニカホールディング	ブス	株式	550,000	1,891.50	1,985.00	-	1.45	
30		日本	卸売業	550,000	1,040,325,000	1,091,750,000	-	1.40	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
株式	97.86
合計	97.86

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年7月31日現在

業種	国内 / 外国	投資比率(%)
卸売業	国内	18.35
情報・通信業		12.77
銀行業		12.73
保険業		11.86
建設業		7.55
化学		6.40
小売業		5.96
輸送用機器		4.97
その他金融業		4.23
ゴム製品		2.76
その他製品		2.61
電気機器		2.61
非鉄金属		1.55
証券、商品先物取引業		1.20
ガラス・土石製品		1.11
機械		1.03
不動産業		0.17

合計 97.86

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

新光日本インカム株式マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

新光日本インカム株式マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(2025年7月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。					
	純資産総額	純資産総額 純資産総額		1口当たりの	
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額	
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)	
第21特定期間末	6,437	6,459	0.9016	0.9046	
(2016年 1月28日)	0,437	0, 4 59	0.9016	0.9046	
第22特定期間末	F 700	F. 700	0.0444	0.0444	
(2016年 7月28日)	5,700	5,720	0.8411	0.8441	
第23特定期間末	0.400	0.457	4 0054	4 0004	
(2017年 1月30日)	6,139	6,157	1.0051	1.0081	
第24特定期間末					
(2017年 7月28日)	5,827	5,844	1.0323	1.0353	
第25特定期間末	0.070	0.004	4 0400		
(2018年 1月29日)	6,079	6,094	1.2162	1.2192	
第26特定期間末					
(2018年 7月30日)	5,325	5,339	1.1144	1.1174	
第27特定期間末	1 010	4 005	4 00==	4 0407	
(2019年 1月28日)	4,612	4,625	1.0077	1.0107	
第28特定期間末	4 000	1 000	0.0040	0.0070	
(2019年 7月29日)	4,368	4,381	0.9842	0.9872	
第29特定期間末	4 405		4 0070	4 0 4 0 0	
(2020年1月28日)	4,435	4,448	1.0378	1.0408	
第30特定期間末	0.500	0.504	0.0547	0.0547	
(2020年7月28日)	3,522	3,534	0.8517	0.8547	
第31特定期間末	0.744	0.755	0.0005	0.0005	
(2021年1月28日)	3,744	3,755	0.9905	0.9935	
第32特定期間末	3,964	0.075	1 1005	1 1045	
(2021年7月28日)		3,975	1.1285	1.1315	
第33特定期間末	4 205	4 200	4 0007	4 0007	
(2022年1月28日)	4,385	4,396	1.2367	1.2397	

			有価証	<u>券届出書(内国投資信</u>
第34特定期間末 (2022年7月28日)	5,487	5,500	1.3097	1.3127
第35特定期間末 (2023年1月30日)	11,455	11,479	1.4038	1.4068
第36特定期間末 (2023年7月28日)	35,560	35,624	1.6915	1.6945
第37特定期間末 (2024年1月29日)	57,774	57,864	1.9206	1.9236
第38特定期間末 (2024年7月29日)	82,031	82,297	2.1604	2.1674
第39特定期間末 (2025年1月28日)	77,723	77,982	2.1019	2.1089
第40特定期間末 (2025年7月28日)	75,312	75,541	2.3000	2.3070
2024年7月末日	83,821	-	2.1988	-
8月末日	81,637	-	2.0815	-
9月末日	80,448	-	2.0559	-
10月末日	79,530	-	2.0475	-
11月末日	79,371	-	2.0709	-
12月末日	80,636	-	2.1435	-
2025年1月末日	77,720	-	2.1095	-
2月末日	73,657	-	2.0482	-
3月末日	73,530	-	2.0864	-
4月末日	73,071	-	2.0899	-
5月末日	76,047	-	2.2177	-
6月末日	75,488	-	2.2433	-
7月末日	75,638	-	2.3126	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第21特定期間	0.0060
第22特定期間	0.0060
第23特定期間	0.0060
第24特定期間	0.0060
第25特定期間	0.0060
第26特定期間	0.0060
第27特定期間	0.0060
第28特定期間	0.0060
第29特定期間	0.0060
第30特定期間	0.0060
第31特定期間	0.0060
第32特定期間	0.0060
第33特定期間	0.0060
第34特定期間	0.0060
第35特定期間	0.0060
第36特定期間	0.0060
第37特定期間	0.0060
第38特定期間	0.0100
第39特定期間	0.0140

【収益率の推移】

	収益率(%)
第21特定期間	10.2
第22特定期間	6.0
第23特定期間	20.2
第24特定期間	3.3
第25特定期間	18.4
第26特定期間	7.9
第27特定期間	9.0
第28特定期間	1.7
第29特定期間	6.1
第30特定期間	17.4
第31特定期間	17.0
第32特定期間	14.5
第33特定期間	10.1
第34特定期間	6.4
第35特定期間	7.6
第36特定期間	20.9
第37特定期間	13.9
第38特定期間	13.0
第39特定期間	2.1
第40特定期間	10.1

⁽注1)収益率は期間騰落率です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第21特定期間	1,552,101	868,996,862
第22特定期間	2,874,052	366,377,202
第23特定期間	13,703,288	682,962,821
第24特定期間	436,547	463,350,775
第25特定期間	309,073	646,535,700
第26特定期間	22,123,897	242,209,688
第27特定期間	4,900,727	206,835,302
第28特定期間	28,484,373	166,980,339
第29特定期間	18,794,409	183,135,570
第30特定期間	25,647,935	164,600,446
第31特定期間	37,349,946	392,280,798
第32特定期間	5,273,040	272,016,128
第33特定期間	194,602,952	161,716,043
第34特定期間	791,231,421	147,406,923
第35特定期間	4,220,838,490	251,069,770
第36特定期間	13,144,049,340	281,146,754
第37特定期間	9,635,184,188	576,521,290
第38特定期間	10,608,488,537	2,719,937,251
第39特定期間	4,494,226,365	5,485,984,448
第40特定期間	2,158,662,411	6,392,063,254

⁽注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注)本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2025年7月31日

分配の推移(税引前)

基準価額・純資産の推移 (2015年7月31日~2025年7月31日)

2024年 7月 70円 70円 2024年10月 2025年 1月 70円 2025年 4月 70円 2025年 7月 70円 直近1年開累計 280円 設定來累計 5,715円

※分配金は1万口当たりです。



- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	新光日本インカム株式マザーファンド	99.47

■新光日本インカム株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

	資産の種類	比率(%)
株式		97.86
	内日本	97.86
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2.14
合計(純資産総額)		100.00

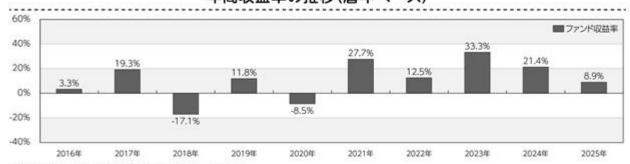
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	卸売業	18.35
2	情報·通信業	12.77
3	銀行業	12.73
4	保険業	11.86
5	建設業	7.55

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	東京海上ホールディングス	株式	日本	保険業	7.16
2	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	5.48
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	5.39
4	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	4.97
5	豊田通商	株式	日本	卸売業	4.57
6	丸井グループ	株式	日本	小売業	3.28
7	KDDI	株式	日本	情報·通信業	3.17
8	NTT	株式	日本	情報·通信業	3.04
9	丸紅	株式	日本	卸売業	2.94
10	ソフトパンク	株式	日本	情報·通信業	2.91

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
- ※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。 ※当ファンドにはベンチマークはありません。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(イ)取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ロ)「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「新光日本インカム株式ファンド (3ヵ月決算型)自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。
- (八)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- 一部解約(解約請求によるご解約)
- (イ)受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも、1口単位で一部解 約の実行を請求することができます。

受付は原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (ロ)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものと します。
- (八)委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が 行われます。
- (二)一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗 じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税 (法人の受益者の場合は所得税のみ) に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ (https://www.am-one.co.jp/)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (へ)委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の 請求の受付を中止することができます。
- (ト)上記(へ)により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止 以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の 計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価 額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法	
マザーファンド	 計算日の基準価額	
受益証券	司 昇口の基準側領	
株式	計算日における取引所の最終相場	
不動産投資信託証券	計算日における取引所の最終相場	

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2045年7月28日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月29日から4月28日まで、4月29日から7月28日まで、7月29日から10月28日まで、10月29日から翌年1月28日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

- a . 信託の終了 (投資信託契約の解約)
- (イ)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第54条第2項から第6項の規定にしたがいます。

(ロ)委託者は、信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨 を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、 この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を 行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第54条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(八)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。 (二)委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと きは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第59条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解 任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場 合、委託者は、下記「b.投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

(イ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (口)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 (イ)の規定にしたがいます。
- c . 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間 内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託 財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a.信託の終了」または「b.投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d . 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者 に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「e.公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

e . 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

f . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

- g.信託事務処理の再信託
- (イ)受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行 と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約 書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ)上記(イ)における株式会社日本カストディ銀行に対する業務の委託については、受益者の 保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
- h . 信託業務の委託等
- (イ)受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係 人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ)受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に 掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1.投資信託財産の保存にかかる業務
 - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- i.関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間 は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示の ないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a . 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会 社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

c. 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の 閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年1月29日から2025年7月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		* * * * *
	前期 2025年1月28日現在	当期 2025年7月28日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	677,806,288	666,885,214
親投資信託受益証券	77,361,210,587	75,118,248,285
未収入金	426,510,000	468,480,000
流動資産合計	78,465,526,875	76,253,613,499
資産合計	78,465,526,875	76,253,613,499
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	258,847,991	229,214,185
未払解約金	263,045,447	507,619,306
未払受託者報酬	22,022,195	20,439,407
未払委託者報酬	198,199,971	183,954,945
その他未払費用	195,685	184,016
流動負債合計	742,311,289	941,411,859
負債合計	742,311,289	941,411,859
純資産の部		
元本等		
元本	36,978,284,458	32,744,883,615
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	40,744,931,128	42,567,318,025
(分配準備積立金)	16,272,417,174	18,218,345,704
元本等合計	77,723,215,586	75,312,201,640
純資産合計	77,723,215,586	75,312,201,640
負債純資産合計	78,465,526,875	76,253,613,499

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(+12:13)
	前期 自 2024年7月30日 至 2025年1月28日	当期 自 2025年1月29日 至 2025年7月28日
受取利息	749,741	1,489,229
有価証券売買等損益	1,230,442,771	7,496,927,698
一直 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面	1,229,693,030	7,498,416,927
- 営業費用		
受託者報酬	43,711,344	40,378,283
委託者報酬	393,402,485	363,405,001
その他費用	388,570	364,052
営業費用合計	437,502,399	404,147,336
営業利益又は営業損失()	1,667,195,429	7,094,269,591
経常利益又は経常損失()	1,667,195,429	7,094,269,591
当期純利益又は当期純損失()	1,667,195,429	7,094,269,591
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解	179,098,553	207,351,669
約に伴う当期純損失金額の分配額()	179,090,555	207,331,009
期首剰余金又は期首欠損金()	44,061,931,198	40,744,931,128
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,666,844,915	2,373,606,510
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	4,666,844,915	2,373,606,510
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,965,070,487	6,964,447,473
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	5,965,070,487	6,964,447,473
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	530,677,622	473,690,062
期末剰余金又は期末欠損金()	40,744,931,128	42,567,318,025
-		

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期	
項目	自 2025年1月29日	
	至 2025年7月28日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ	
	たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

百日		前期	当期	
	項目	2025年1月28日現在	2025年7月28日現在	
1.	期首元本額	37,970,042,541円	36,978,284,458円	
	期中追加設定元本額	4,494,226,365円	2,158,662,411円	
	期中一部解約元本額	5,485,984,448円	6,392,063,254円	
2.	受益権の総数	36,978,284,458□	32,744,883,615□	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
項目	自 2024年7月30日	自 2025年1月29日
	至 2025年1月28日	至 2025年7月28日
1. 分配金の計算過程	(自2024年7月30日 至2024年10月28	(自2025年1月29日 至2025年4月28
	日)	日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(975,689,074円)、費用控	当等収益(944,482,047円)、費用控
	除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	券売買等損益(0円)、信託約款に規	• •
	定される収益調整金	定される収益調整金
	(27,186,481,028円)及び分配準備	(25,427,022,234円)及び分配準備
	積立金(16,982,675,845円)より分	積立金(14,806,426,015円)より分
	配対象収益は45,144,845,947円(1万	配対象収益は41,177,930,296円(1万
	口当たり11,625.44円)であり、うち	·
	271,829,631円(1万口当たり70円)	244,475,877円(1万口当たり70円)
	を分配金額としております。	を分配金額としております。
	(自2024年10月29日 至2025年1月28	(自2025年4月29日 至2025年7月28
	日)	日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(111,996,469円)、費用控	当等収益(112,059,263円)、費用控
	除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	券売買等損益(0円)、信託約款に規	
	定される収益調整金	信託約款に規定される収益調整金
	(26,311,724,957円)及び分配準備	(24,348,972,321円)及び分配準備
	積立金(16,419,268,696円)より分	積立金(14,188,908,403円)より分
	配対象収益は42,842,990,122円(1万	配対象収益は42,796,532,210円(1万
	口当たり11,585.98円)であり、うち	
	258,847,991円(1万口当たり70円)	229,214,185円(1万口当たり70円)
	を分配金額としております。	を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	1		有価証券届出書(内国投資信
	前期		当期
項目	自 2024年7月30日	自	2025年1月29日
	至 2025年1月28日	至	2025年7月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であ	同左	
	り、信託約款に規定する「運用の基		
	本方針」に従い、有価証券等の金融		
	商品に対して投資として運用するこ		
	とを目的としております。		
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	当ファンドが保有する金融商品の種	同左	
に係るリスク	類は、有価証券、コール・ローン等		
	の金銭債権及び金銭債務でありま		
	す。当ファンドが保有する有価証券		
	の詳細は「附属明細表」に記載して		
	おります。これらは、市場リスク		
	(価格変動リスク、為替変動リス		
	ク、金利変動リスク)、信用リス		
	│ ク、及び流動性リスクを有しており │ + +		
	ます。 		
 3. 金融商品に係るリスク管理体制	 運用担当部署から独立したコンプラ	同左	
3. 金融間印に示るリスク自注体制	住用担当即省から独立したコンプン イアンス・リスク管理担当部署が、	四生	
	運用リスクを把握、管理し、その結		
	果に基づき運用担当部署へ対応の指		
	示等を行うことにより、適切な管理		
	を行います。運用評価委員会等はこ		
	れらの運用リスク管理状況の報告を		
	受け、総合的な見地から運用状況全		
	一般の管理を行います。		

2.金融商品の時価等に関する事項

項目		前期	当期
		2025年1月28日現在	2025年7月28日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則とし	同左
	差額	てすべて時価で評価しているため、	
		貸借対照表計上額と時価との差額は	
		ありません。	
2.	時価の算定方法	(1)有価証券	同左
		「(重要な会計方針に係る事項に関	
		する注記)」にて記載しておりま	
		す。	
		(2)デリバティブ取引	
		該当事項はありません。	
		(3)上記以外の金融商品	
		上記以外の金融商品(コール・ロー	
		ン等の金銭債権及び金銭債務)は短	
		期間で決済されるため、帳簿価額は	
		時価と近似していることから、当該	
		帳簿価額を時価としております。	

3. 金融商品の時価等に関する事項に 金融商品の時価の算定においては一 同左 ついての補足説明 定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期	当期
	2025年1月28日現在	2025年7月28日現在
種類	最終計算期間の	最終計算期間の
	損益に含まれた	損益に含まれた
	評価差額(円)	評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,258,583,630	7,742,694,785
合計	3,258,583,630	7,742,694,785

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期	当期	
	2025年1月28日現在	2025年7月28日現在	
1口当たり純資産額	2.1019円	2.3000円	
(1万口当たり純資産額)	(21,019円)	(23,000円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2025年7月28日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	新光日本インカム株式マザー ファンド	21,376,849,256	75,118,248,285	
親投資信託受益証券	合計	21,376,849,256	75,118,248,285	
合計			75,118,248,285	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「新光日本インカム株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

同親投資信託の状況は以下の通りであります。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。 新光日本インカム株式マザーファンド 貸借対照表

(単位:円)

	2025年7月28日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,956,106,145
株式	73,565,305,000
未収配当金	65,600,000
流動資産合計	75,587,011,145
資産合計	75,587,011,145
負債の部	
流動負債	
未払解約金	468,480,000
流動負債合計	468,480,000
負債合計	468,480,000
純資産の部	
元本等	
元本	21,376,849,256
剰余金	
剰余金又は欠損金()	53,741,681,889
元本等合計	75,118,531,145
純資産合計	75,118,531,145
負債純資産合計	75,587,011,145

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u> </u>		
項目	自 2025年1月29日	
	至 2025年7月28日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ	
	たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ	
	いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気	
	配相場に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	
	原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上	
	しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2025年7月28日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	24,381,862,204円
	本額	
	同期中追加設定元本額	115,527,231円
	同期中一部解約元本額	3,120,540,179円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型)	21,376,849,256円
	計	21,376,849,256円
2.	受益権の総数	21,376,849,256□

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年1月29日	
	至 2025年7月28日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	

2.金融商品の時価等に関する事項

	項目	2025年7月28日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸
	差額	借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1)有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。

(2)デリバティブ取引

該当事項はありません。

(3)上記以外の金融商品

上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2025年7月28日現在
	当期の
	損益に含まれた
	評価差額(円)
株式	4,034,479,118
合計	4,034,479,118

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年7月30日から2025年7月28日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年7月28日現在			
1口当たり純資産額	3.5140円			
(1万口当たり純資産額)	(35,140円)			

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

2025年7月28日現在

銘柄	<u>+</u> /± → + */-	評	備考	
	株式数 	単価	金額	1佣1号
長谷工コーポレーション	80,000	2,221.50	177,720,000	
東亜建設工業	160,000	1,857.00	297,120,000	
住友林業	1,050,000	1,572.00	1,650,600,000	
積水ハウス	510,000	3,273.00	1,669,230,000	
エクシオグループ	980,000	1,960.50	1,921,290,000	
マクニカホールディングス	550,000	1,891.50	1,040,325,000	
野村不動産ホールディングス	150,000	851.90	127,785,000	
コーエーテクモホールディングス	480,000	2,042.50	980,400,000	
東ソー	50,000	2,280.50	114,025,000	
信越化学工業	270,000	4,480.00	1,209,600,000	
三菱瓦斯化学	360,000	2,627.00	945,720,000	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			1	届出書 (内国投資信
三井化学	250,000	3,431.00	857,750,000	
住友ベークライト	390,000	4,414.00	1,721,460,000	
横浜ゴム	350,000	4,464.00	1,562,400,000	
ブリヂストン	90,000	6,225.00	560,250,000	
フジミインコーポレーテッド	60,000	2,244.00	134,640,000	
ニチアス	100,000	5,705.00	570,500,000	
住友電気工業	290,000	3,503.00	1,015,870,000	
アマダ	40,000	1,710.50	68,420,000	
三井海洋開発	110,000	6,150.00	676,500,000	
デンソー	620,000	2,088.00	1,294,560,000	
太陽誘電	160,000	2,820.00	451,200,000	
いすゞ自動車	380,000	1,952.50	741,950,000	
本田技研工業	1,100,000	1,658.00	1,823,800,000	
任天堂	155,000	12,845.00	1,990,975,000	
伊藤忠商事	520,000	7,846.00	4,079,920,000	
丸紅	800,000	3,064.00	2,451,200,000	
豊田通商	990,000	3,465.00	3,430,350,000	
三井物産	400,000	3,095.00	1,238,000,000	
東京エレクトロン	55,000	27,330.00	1,503,150,000	
三菱商事	570,000	2,994.50	1,706,865,000	
丸井グループ	800,000	3,043.00	2,434,400,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,920,000	2,105.50	4,042,560,000	
三井住友トラストグループ	450,000	3,970.00	1,786,500,000	
三井住友フィナンシャルグループ	970,000	3,876.00	3,759,720,000	
SBIホールディングス	200,000	5,915.00	1,183,000,000	
オリックス	640,000	3,377.00	2,161,280,000	
三菱HCキャピタル	900,000	1,110.00	999,000,000	
SOMPOホールディングス	340,000	4,386.00	1,491,240,000	
M S & A Dインシュアランスグループ	620, 000	3,166.00	1 062 020 000	
ホールディングス	620,000	3,100.00	1,962,920,000	
東京海上ホールディングス	880,000	6,051.00	5,324,880,000	
NTT	15,000,000	151.40	2,271,000,000	
KDDI	960,000	2,460.00	2,361,600,000	
ソフトバンク	10,000,000	215.60	2,156,000,000	
SCSK	380,000	4,261.00	1,619,180,000	
サンドラッグ	450,000	4,441.00	1,998,450,000	
合計	46,580,000		73,565,305,000	

(2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年7月31日現在

資産総額	75,902,050,284円
負債総額	263,155,974円
純資産総額(-)	75,638,894,310円
発行済数量	32,707,620,809 🗆
1口当たり純資産額(/)	2.3126円

(参考)

新光日本インカム株式マザーファンド

2025年7月31日現在

資産総額	75,484,762,103円
負債総額	245,889,403円
純資産総額(-)	75,238,872,700円
発行済数量	21,292,556,301 🗆
1口当たり純資産額(/)	3.5336円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - (1) 資本金の額(2025年7月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2025年7月31日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会 の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,591,323,913,596
追加型株式投資信託	756	18,016,616,437,025
単位型公社債投資信託	18	28,897,576,760
単位型株式投資信託	184	924,851,062,546
合計	984	20,561,688,989,927

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
/海京の部へ	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	-	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産語	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	1 918	1 841
器具備品	1 130	1 352
リース資産	1 5	1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウエア	2,951	2,740
ソフトウエア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産語	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

<u> </u>		(半位、日八口)
	第39期	第40期
, <u>F</u> + - +	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

(2)【損益計算書】

	第39期 (自 2023年4月		第40期 (自 2024年4月1日		
	至 2024年3月	月31日)	至 2025年3	月31日)	
営業収益					
委託者報酬	102,113		112,281		
運用受託報酬	17,155		17,981		
投資助言報酬	2,211		2,374		
その他営業収益	26		30		
営業収益計		121,507		132,668	
営業費用					
支払手数料	44,366		49,384		
広告宣伝費	329		401		
公告費	0		0		
調査費	35,468		39,013		
調査費	13,277		14,703		
委託調査費	22,190		24,309		
委託計算費	558		522		
営業雑経費	823		774		
通信費	36		38		
印刷費	598		538		
協会費	65		67		
諸会費	44		47		
支払販売手数料	78		81		
営業費用計		81,545		90,097	
一般管理費		,		·	
給料	10,763		11,477		
役員報酬	164		181		
給料・手当	9,425		10,148		
賞与	1,173		1,147		
交際費	34		59		
寄付金	15		12		
旅費交通費	162		246		
租税公課	489		668		
不動産賃借料	1,030		1,085		
退職給付費用	412		421		
固定資産減価償却費	1,567		1,457		
福利厚生費	46		57		
修繕費	1		0		
	1,927		2,198		
2	52		60		
機器リース料	0		0		
事務委託費	3,379		3,261		
事務用消耗品費	46		43		
器具備品費	3		2		
and multiple and a second sec	240		313		
[・]	240	20,172	313	21,366	
営業利益		19,788		21,300	
古未刊 回		19,768		Z1,ZU 4	

	第39期 第40期					
	,	第39 (自 2023 ^年				0期 年4月1日
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			至 2025年3月31日)		
営業外収益						
受取利息		4			12	
受取配当金	1	899		1	450	
時効成立分配金・償還金		0			0	
雑収入		18			11	
時効後支払損引当金戻入額		35			7	
営業外収益計			959			482
営業外費用						
為替差損		19			39	
金銭の信託運用損		1,008			329	
早期割増退職金		6			6	
雑損失		0			-	
営業外費用計			1,034			374
経常利益			19,712			21,312
特別利益						
固定資産売却益		-		2	6	
特別利益計			-			6
特別損失						
固定資産除却損		6			13	
関係会社株式評価損		1,362			31	
減損損失	3	231			-	
関係会社清算損		-			25	
特別損失計			1,601			70
税引前当期純利益			18,111			21,247
法人税、住民税及び事業税			5,769			7,356
法人税等調整額			510			435
法人税等合計			5,258			6,920
当期純利益			12,852			14,326

(3)【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本												
			資本剰余金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金		利益剰余金			
						その他和	引益剰余金		株主資本				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計				
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034				
当期変動額													
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040				
当期純利益							12,852	12,852	12,852				
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)													
当期変動額合計	-	-	-	-	-		1,812	1,812	1,812				
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846				

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		株主資本							
			資本剰余金		利益剰余金				
					その他		川益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	0	0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物
4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とと もに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運 用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計 基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

		(
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

(損益計算書関係)

1.各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	-	
	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
ソフトウエア	-	6

3.減損損失

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度については、該当事項ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日	普通 株式	利益	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	10,200	257,000	2024平3月31日	2024平0月16日

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

· ,					
決議	株式の 種類	配当金(財 産)の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式 A種種類 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
定時株主総会	A種種類 株式	10,200	257,000	2024年3月31日	2024年0月16日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の総 額(百万 円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の 株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	28,143	28,143	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)有価証券	0	0	-
(2)金銭の信託	31,340	31,340	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	41,183	-	-	-
(2)金銭の信託	28,143	-	-	-
(3)未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

第40期(2025年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	40,201	-	-	-
(2)有価証券	0	-	-	-
(3)金銭の信託	31,340			
(4)未収委託者報酬	19,595	-	-	-
(5)未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
(6)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期(2024年3月31日現在)

1000 M (100 M - 100 M						
区分		時価(百万円)				
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	28,143	-	28,143		
その他有価証券	-	1	-	1		
資産計	-	28,145	-	28,145		

第40期(2025年3月31日現在)

<u> </u>					
区分	時価(百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1)有価証券	-	0	-	0	
(2)金銭の信託	-	31,340	-	31,340	
(3)投資有価証券					
その他有価証券	-	0	-	0	
資産計	-	31,342	-	31,342	

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

		(17713)
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券)		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	1
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期(2025年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	1	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を 行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円(関係会社株式31百万円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円) 第39期 第40期 (自 2023年4月1日 (自 2024年4月1日 至 2024年3月31日) 至 2025年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2.760 2,698 勤務費用 296 299 2 2 利息費用 数理計算上の差異の発生額 9 18 退職給付の支払額 246 321 退職給付債務の期末残高 2,760 2,759

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

		([[,]]
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	40	44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

		(-, 3, 3 /
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
 勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度に おいて6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 3.56%	1.00% ~ 3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期	第40期
	<u>(2024年3月31日現在)</u>	<u>(2025年3月31日現在)</u>
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額(一括償却資産)	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額(税法上)	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期		第40期	
	(2024年3月31日	現在)	(2025年3月31日	<u> </u>
法定実効税率	30.62	%	30.62	%
(調整)				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.44	%	0.64	%
税制非適格現物配当益金算入項目	-		3.56	%
税率変更による影響	-		0.18	%
その他	0.14	%	0.79	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04	%	32.57	%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結論	合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信		
事	事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務		信託業務、銀行業 務、投資運用業務	32727.		

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、 吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

本社 夕	DIAM	MHAM
会社名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

	第39期	第40期
((2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円
		** • • • ** • • • • • • • • • • • • • • • • • •

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん47,640百万円43,829百万円顧客関連資産17,109百万円13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,649百万円	7,259百万円
経常利益	7,649百万円	7,259百万円
税引前当期純利益	7,649百万円	7,259百万円
当期純利益	6,474百万円	6,298百万円
1株当たり当期純利益	161,850円28銭	157,468円47銭
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額が	「含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という。親会社)及び第一生命ホールディングス株式会社(その他の関係会社)へ以下の現物配当を行いました。

1.取引の概要

(1)取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3)取引の総額

575百万円

(4)その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬(注)	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

⁽注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の	住所	資本金 又は	の内	議決権等の所	関	係内容	取引の内容		科目	期末残高
属性	名称 		出資金	容又 は職 業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会社	株式会社 みずほ フィナン シャルグ ループ	東京都千代田区	22,567 億円	持株会社	(被所 有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-
他の	第一生命 ホール ディング ス株式会 社	千代田	3,443 億円	持株会社	(被所 有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係)2.配当に関する事項及び(企業結合等関係)(共通支配下の取引等)に記載しております。

(2)子会社及び関連会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	<u>,, H </u>	/				 _					
	会社等の	住所	又は	の内	議決権等の所		係内容	取引の内容		科目	期末残高
属性	名称		出資金	容又 は職 業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会	株式会社 みずほ銀 行	1	14,040 億円	銀行 業 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証 券株式会 社	1	1,251 億円	証券 業	1	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	の内	議決権 等の所 有(被		係内容	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高 (百万円)
属性	口 149		ЩЩ	は職業	所有)割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係				(日/111)
親会社の		東京都千代田区		銀行 業 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,976
子会社	1	東京都千代田区		証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

(1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	(江2)1休日にフヨ朔流や血並説の井足工の坐旋は、次下のこのフとす。				
	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)			
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円			
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-			
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円			
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株			
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)			
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)			

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありま せん。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	株式会社りそな銀行	
資本金の額	279,928百万円 (2025年3月末日現在)	
事業の内容 日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。		

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

(単位:百万円) スルガ銀行株式会社 30,043 日本において銀行業務を営んでおります 株式会社筑邦銀行(1) 8,000 日本において銀行業務を営んでおります 「金融商品取引法」に定める第一種金部品取引業を営んでおります。 「金融商品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法」に定める第一種金部品取引法	
株式会社筑邦銀行(1) 8,000 日本において銀行業務を営んでおります アイザワ証券株式会社 3,000 日本において銀行業務を営んでおります。 三菱UFJ eスマート証券株式会社 7,196 「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。 いちよし証券株式会社(1) 14,577 日本において銀行業務を営んでおります。 いちよし証券株式会社(1) 14,577 日本において銀行業務を営んでおります。 いちよし証券株式会社(1) 14,577 日本において銀行業務を営んでおります。 小ちよし証券株式会社(1) 14,577 日本融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。 「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。 「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。 あかつき証券株式会社(3,067 「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。 新大垣証券株式会社(175 「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。	
アイザワ証券株式会社 3,000 「金融商品取引法」に定める第一種金融	0
フィザワ証券株式会社 3,000 品取引業を営んでおります。 三菱UFJ	
日取引業を営んでおります。	融商
式会社	
記載	融商
いちよし証券株式会社(1)14,577品取引業を営んでおります。永和証券株式会社 500「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。株式会社SBI証券 54,323「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。一方 公融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。本額の品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。新大垣証券株式会社 175「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法	
品取引業を営んでおります。	融商
永和証券株式会社500品取引業を営んでおります。株式会社SBI証券「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。一つ安証券株式会社650「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。あかつき証券株式会社175「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。新大垣証券株式会社175「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引法	
おおれる おれる はれる はれ	融商
株式会社SBI証券54,323品取引業を営んでおります。同安証券株式会社「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。あかつき証券株式会社3,067新大垣証券株式会社175「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融取引業を営んでおります。	
品取引業を営んでおります。 「金融商品取引法」に定める第一種金融	融商
岡安証券株式会社 650 あかつき証券株式会社 3,067 新大垣証券株式会社 175 「金融商品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引法」に定める第一種金融品取引業を営んでおります。	
あかつき証券株式会社 3,067 「金融商品取引法」に定める第一種金融	独商
あかつき証券株式会社 3,067	
新大垣証券株式会社 175 「金融商品取引法」に定める第一種金融 品取引業を営んでおります。	独商
新大垣証券株式会社 175 品取引業を営んでおります。	
	깶 冏
一	
みずほ証券株式会社 125,167 出取引業を営んでおります。	强问
「金融商品取引法」に定める第一種金融	
北洋証券株式会社(1) 3,000 品取引業を営んでおります。	ᄪᅋᇎ
「金融商品取引法」に定める第一種金融	 神商
大熊本証券株式会社 343 品取引業を営んでおります。	J
「金融商品取引法」に定める第一種金融	 独商
大山日ノ丸証券株式会社 215 品取引業を営んでおります。	
「金融商品取引法」に定める第一種金融	 融商
むさし証券株式会社	

楽天証券株式会社	(2) 19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
	(2) 19,495	品取引業を営んでおります。
東武証券株式会社	420	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
未此此分孙八云红	420	品取引業を営んでおります。
m o o m o o 証券株式会社	9,225	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
M O O M O O 証分休式会任 		品取引業を営んでおります。
フィリップ証券株式会社	950	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
西村証券株式会社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
四们证分体以云社	300	品取引業を営んでおります。
 	13,195	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
マネックス証券株式会社 	13,195	品取引業を営んでおります。
ばんせい証券株式会社	1,558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
ひろぎん証券株式会社(1)	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
岡三にいがた証券株式会社(852	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
1)	002	品取引業を営んでおります。
三木証券株式会社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
二个证分体式云社	500	品取引業を営んでおります。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
三津井証券株式会社	558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
三豊証券株式会社	300	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
PayPay証券株式会社	3,600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。

(注)資本金の額は2025年3月末日現在

- (1)新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
- (2)2024年12月31日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は以下の業務を行います。

- (1)委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2)投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1)募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い

- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

委託会社は、三津井証券株式会社の株式を5.7%保有しています。 持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されてい る旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合には その旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3)投資信託説明書(請求目論見書)に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寬 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日 から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日 をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認め る。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎とな る十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びそ の監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいか なる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸 表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務 諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含 まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適 切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型)の2025年1月29日から2025年7月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型)の2025年7月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。